

平成29年度国への予算要望に対する回答について

平成28年6月16日に自由民主党神奈川支部連合会通じて国へ要望した回答について示されましたのでお知らせいたします。

1. 首都圏高速道路の大口・多頻度割引制度の見直しについて

(要望要旨)

- ①大口・多頻度割引の割引対象一般有料道路の拡大
- ②大口・多頻度割引(契約者単位割引)の適用条件の引下げ
- ③大口・多頻度割引の恒久化

(回答：国土交通省)

- 高速道路の料金については、国土幹線道路部会の中間答申などを踏まえ、様々な観点から検討を進め、「新たな高速道路料金に関する基本方針」やパブリックコメントを踏まえ、一昨年4月より新たな料金を導入しているところです。
- この中で、料金水準について、建設費による区間毎の料金差を是正し、「整備重視の料金」から「利用重視の料金」へ転換し、3つの料金水準に整理いたしました。
- また、料金割引については、実施目的を明確にし、生活対策、観光振興、物流対策などの観点から、高速道路の利用機会が多い車に配慮するよう再編いたしました。
- 高速道路料金の大口・多頻度割引については、平成28年度の補正予算において、最大割引率の拡充措置(40%→50%)を、ETC2.0利用者に限って平成29年度末まで延長したところです。
- 高速道路の料金割引の実施には、財源確保という課題もありますが、今後とも、地域の意見を聞きながら、幅広く議論を行い、時代に即したものになるよう努めてまいります。

2. 準中型免許制度に伴う若年労働者の人材確保対策について①

(要望要旨)

- ①準中型免許を始めとした免許取得方法の周知

(回答：国家公安委員会)

準中型免許は、貨物自動車に係る事故を防止するだけでなく、若年の就職支援等の観点から、全国高等学校校長会、全日本トラック協会の要望を受けて新設したものであることから、特に、トラック等を運転することが必要な職業への就職を希望する来春の高等学校卒業見込み者等に対して周知を図っていくことが重要と認識しております。

警察庁においては、現在、関係機関及び関係団体と連携し、準中型免許取得後等の大型免許、中型免許の取得方法も含め、改正法の趣旨及び内容について周知すべく、都道府県警察とともに広報啓発活動を強化しているところです。

具体的には、

- ・文部科学省を通じるなどして、各都道府県教育委員会や自動車科等を有する高校等に対して、新制度の周知を実施

- ・全日本トラック協会等と連携し、トラック事業者等に対して、新制度の周知を実施
- ・全日本指定自動車教習所協会連合会と連携して、指定自動車教習所等に対して新制度の周知を実施

するなどしているところです。

3. 準中型免許制度に伴う若年労働者の人材確保対策について②

(要望要旨)

準中型免許制度施行に伴う自動車教習所における体制整備について

(回答：国家公安委員会)

ご要望にあるとおり、改正法の施行が3月12日であるところ、1～3月は教習所の繁忙期であることから、来春の高等学校卒業見込み者等でトラック業界に就職を希望する者が平成28年度内に準中型免許を取得する場合、現行の普通自動車免許の教習を早期に開始し、普通自動車免許を取得した後、施行後に技能教習等を受けることで、より円滑に準中型免許を取得できることについて、広く広報活動を実施しております。また、施行直前には運転免許試験の受験者が増加することが考えられることから、これに適切に対応できるよう都道府県警察に対して指導しているところです。

さらに、準中型免許の技能検定員等についてですが、中型免許に係る技能検定員等については、都道府県公安委員会が指定する研修を受けることにより、準中型免許に係る技能検定等を行うことが可能となる所、この研修が各都道府県で順次適切に行われているものと承知しております。改正法の施行後も円滑に準中型免許の技能検定等が実施されるよう、引き続き施行準備を進めてまいります。

加えて、自動車教習所における教習体制を整備するため、平成29年度の税制改正に当たって、自動車教習業を営む中小企業者等が、車両総重量3.5トン以上の教習用貨物自動車を取得した場合に税制上の優遇措置を受けられるよう、現在、警察庁から要望を行っているところです。

4. 準中型免許制度に伴う若年労働者の人材確保対策について③

(要望要旨) 準中型免許取得に関する支援策の創設

平成29年3月に道路交通法が改正され、準中型免許制度ができることから、普通免許と比較しても技能教習時間が長くなることで、必然的に教習時間が掛かるようになるが、こうした制度の変化から国から費用の費用を補填されたく要望します。

(回答：国土交通省)

- ①先般創設された「準中型自動車免許」は、若年層の採用に資するものであることから、国土交通省としては、これを人手不足解消に向けた大きなチャンスと捉え、その円滑な施行に向けて業界や関係機関と調整を進めているところです。
- ②なお、公益社団法人全日本トラック協会においては、中型免許取得のために指定自動車教習所等で係る費用について、トラック協会会員事業者に対し、「中型免許取得助成金」を交付しているところです。

5. 適正取引推進に係る「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」等の推進及び燃料サーチャージの法制化①

(要望要旨)

下請事業者の買いたたきが依然として発生していることから、荷主団体に対し、下請・荷主適正取引推進ガイドライン等の周知徹底を図るとともに、燃料サーチャージに法制化を要望する。

(回答：国土交通省)

- ①トラック運賃の設定については、貨物自動車運送事業法の下で自由化されているところですが、取引が適正に行われることは非常に重要と認識しています。
- ②このため、従来より、「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」、「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」及び本省・地方運輸局等に設置した「適正取引相談窓口」等を利用して、燃料サーチャージの導入、価格転嫁、その他荷主等とトラック運送事業者間の適正取引の推進を図ってきたところです。
- ③「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」については、平成27年2月12日に改訂し、燃料価格の上昇分の適正な価格転嫁、荷主等から一方的な運賃の引き下げなどが起こらないよう問題となる行為類型例や望ましい取引実例等の記載内容の拡充を行っています。
- ④また、国土交通省及び厚生労働省で共同でしている「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」や官邸主導で開催している「下請等中小企業の取引改善に関する関係府省庁等連絡会議」においても、適正取引に向けた議論を進めているところです。
- ⑤国土交通省としては、今後も関係者間における問題意識等の共有による一層の適正取引（サーチャージ導入・価格転嫁）の推進を図って参ります。

5. 適正取引推進に係る「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」等の推進及び燃料サーチャージの法制化②

(要望要旨)

①下請・荷主適正取引推進ガイドライン等の荷主への徹底

②燃料サーチャージの法制化

(回答：公正取引委員会)

- ①公正取引委員会では、物流事業者が厳しい取引環境に置かれている現状を踏まえ、荷主と物流事業者との取引について調査するため、平成28年10月に調査対象荷主を昨年度に比べて倍増させ3万名とし調査票を発送した。また、効果的な調査に資するよう、調査対象荷主の選定に当たっては、国土交通省から情報提供の協力を得た。今後、調査対象とした荷主と取引のある物流事業者向けの調査を実施することとしている。
- ②また、現在「下請代金支払遅延防止法に関する運用基準」の改正に向けてその改正案をパブリックコメント手続きに付しているところ。その改正において「貨物の運送を委託している下請事業者に対し、下請事業者が燃料価格の高騰を理由に単価の引き上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来通りに単価を据え置くことにより、通常の対価を大

幅に下回る下請代金の額を定めた。」「貨物運送を委託している下請事業者に対し、従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。」等の下請法違反行為事例も追加することを予定している。

③さらに、平成28年度においては物流特殊指定（注）に関する講習会を全国で計10回開催するなど講習会、中小事業者のための移動相談会、事業者団体等への講師派遣等を積極的に実施するとともに、平成28年3月には物流特殊指定のパンフレットを刷新するなど物流特殊指定及び下請法ほか関係法令のより一層の普及・啓発に努めている。

④公正取引委員会としては、今後とも、下請法上又は物流特殊指定上問題となる行為が認められた場合には、厳正に対処してまいるとともに、違反行為の未然防止のための普及啓発に努めてまいりたい。

（注）正式名称は、「特殊荷主が物品の輸送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」

5. 適正取引推進に係る「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」等の推進及び燃料サーチャージの法制化③

（要望要旨）

依然として下請法違反である「買いたたき」等が発生しており、「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」や関係法令による規制について徹底を図ること。

（回答：経済産業省）

①中小企業庁では、毎年度、約4万の親事業者、約20万の下請事業者に対して、下請代金法に基づく調査を実施している。下請代金の減額や買いたたきなど、違反行為を行っていると思われる事業者に対しては、平成27年度は立入検査1,048件・改善指導955件を行っており、28年度においても引き続き厳正に取り締まっているところ。

②さらに、親事業者と下請事業者の間の望ましい取引関係を構築するため、現在、下請取引ガイドラインを16業種で策定しており、平成27年度は、トラック運送業を含めた全16業種のガイドライン説明会を全国で合計172回開催した。

③また、企業間取引に関する各種相談に対応するため、全国48箇所に「下請かけこみ寺」を設置している。昨年度の運送業関係での相談件数は175件であり、今年度10月末時点でも136件の相談を受け付けている。

④加えて、現在、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」の改正に向けて、改正案をパブリックコメントに付しているところ。改正案においては、新たに下請ガイドラインに関する記載を追加するとともに、マニュアルや社内ルールを整備することにより、ガイドラインの内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めることなどを明記することを予定している。

⑤こうした取組みにより、引き続き、下請取引の適正化に向けて徹底して取り組んでまいりたい。